



水銀に関する水俣条約実施推進事業

平成30年度要求額
318百万円（297百万円）

背景・目的

事業目的・概要等

- 水銀に関する水俣条約（水俣条約）が平成29年8月に発効したことも踏まえ、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」に基づく関連施策の適切な運用を図る。
- 水俣条約の適切な運用により水銀による環境リスクが低減されるよう、条約に規定されるガイダンス、有効性評価に資するモニタリングデータ等の水俣条約の運用体制の整備支援をするとともに、関係国・機関と連携しつつ我が国の水銀対策手法の国際展開を通じた途上国支援を行う。

事業概要

○水銀汚染防止法施行経費

- ✓ 水銀汚染防止法に基づく水銀等貯蔵・水銀含有再生資源管理に関する報告の着実な運用・情報分析等を行う。また、特定水銀使用製品の製造等の規制が始まることから、水銀含有実態調査を実施するとともに、水銀に関するマテリアルフローの活用等により、施行後5年の検討を見据えた施行状況の把握等を行う。
- ✓ 平成29年9月に開催される水俣条約第1回締約国会議（COP1）で議論・採択されるガイドライン・ガイダンス及びその他条約の具体的な運用のためのルール等を踏まえた国内施策の検討を行う。

○水俣条約運用体制の整備支援

- ✓ 条約交渉において、水銀対策先進国としての立場を活かして、国際的なルール作りを主導。例：実施計画更新のための手引、条約実施と遵守に関する仕組み
- ✓ COP1で検討が開始される有効性評価の枠組み作りに貢献するとともに、モニタリングデータ等の整備を進める。例：大気モニタリングの継続

○我が国水銀対策手法の国際展開

- ✓ 水俣条約の情報発信・交流を促進するとともに、水銀マイナスプログラムに基づき、途上国の水銀対策ニーズ調査結果をもとに、我が国の技術、知見を活用した途上国を支援を実施。その際、米国等の関係国・機関と密接に連携するとともに、既存の内外資金メカニズムの活用を目指す。

例：GEF資金を活用したアジア地域における水銀モニタリング能力強化、JICA等の資金メカニズムを活用した協力プロジェクトの形成推進

事業スキーム

国

期待される効果

国内外の水銀対策を推進しグローバルな「マーキュリー・ミニマム」の環境の構築に貢献

(施策の検討)

調査の請負注
結果の報告

事業者

(調査等の実施)

水銀マイナスプログラム

国際的な水銀対策の強化に 向けたリーダーシップの発揮

ネットワーク化

アジア太平洋水銀モニタリング、データ共有、等

現状調査・評価

水銀フロー調査、廃棄物インベントリ、等

水銀対策の強化

塩素アルカリ工程、零細小規模金採掘、水銀廃棄物管理、等

途上国の適切な条約履行を支援

国別調査10か国実施→重点分野の詳細調査

途上国の水銀対策ニーズ

日本の水銀対策技術

企業との意見交換・情報共有

事業化に向けた 内外資金メカニズム

途上国での事業実施のための資金源の調査
日本企業のビジネス展開のための資金源の調査

ニーズ、シーズ、リソースのマッチングによる 国際展開の推進